

家畜保健衛生所情報

令和5年11月30日

家畜伝染病予防法第9条に基づく 緊急的な消毒の実施について

家畜保健衛生所情報 5-10 でお知らせしたとおり、11月25日、今シーズン初の国内の家きん農場における高病原性鳥インフルエンザの発生がみられました。

大阪府では、高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生防止に万全を期するため、以下のとおり告示しましたので、緊急消毒をお願いします。

大阪府告示第 1422 号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定により、次のとおり家畜の所有者に対し、消毒方法を実施することを命ずる。

令和5年11月30日

大阪府知事 吉村 洋文

- 実施の目的：監視伝染病の発生の予防
- 病名、実施の対象となる家畜の種類及び範囲、実施する区域及び実施の方法：別表のとおり
- 実施の期日：令和5年12月4日から同月31日まで
- その他：詳細については、家畜保健衛生所長の指示による。

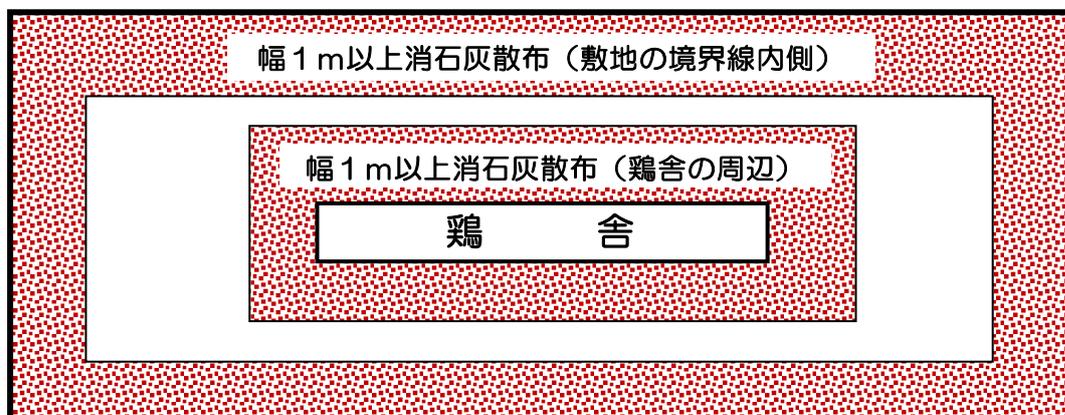
別表

病名	家畜の種類及び範囲	実施する区域	実施の方法
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ	鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥（100羽以上所有する者）又はだちょう（10羽以上所有する者）	府内全域	畜舎の存する敷地（畜舎の周辺及び敷地の境界線の付近の部分に限る。）への消石灰等の散布

消石灰の散布方法

散布箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・家きん舎の周辺及び境界線の付近 ・幅 1m以上
散布量	<ul style="list-style-type: none"> ・0.5~1.0 kg/m² 幅 1m で消石灰 1 袋 (20 kg) の場合、長さ 10~20m ☞ 地面の表面がムラなく白くなる程度に均一に！！
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・消石灰は強いアルカリ性のため、使用時は、十分注意し、ゴム手袋、マスク、ゴーグル、長袖作業着、帽子などを必ず着用してください。 ・万一、目、鼻や口に入ったり、皮膚などに付着した場合は、速やかに水で洗い流してください。 ・散布に際しては、周囲に十分配慮し、周辺に人がいないことを確認してから散布するようにしてください。

《消石灰散布のイメージ》 (*色付部分が消石灰散布範囲=消石灰帯)



飼養衛生管理基準ワンポイント<消石灰消毒>

- ・消石灰 (水酸化カルシウム) の特徴として、水に溶けてアルカリ性を示すことで効果を発揮
- ・雨などで湿った後に乾燥すると炭酸カルシウムに変化し、効果が消失するため、消毒効果を保つために、降雨後などは小まめに撒きなおしましょう。
- ・また、踏込消毒槽を通過後に消石灰を散布した面を歩く場合、アルカリ性でも効果が低下しない逆性石鹼などを使用しましょう。

複数の対策を組み合わせると鶏舎内へのウイルス侵入を防ぎましょう！

- ◆ 消石灰帯の設置
- ◆ 防鳥ネットの点検・補修
- ◆ 鶏舎専用長靴の設置・使用 など

<参考>全農 YouTube

[「踏み込み消毒槽 長靴編」](#)



毎日健康観察を行い、異常家きんを発見した場合は、速やかに家畜保健衛生所へ通報してください

大阪府家畜保健衛生所

〒598-0048 泉佐野市りんくう往来北1-59

TEL 072-458-1151 FAX 072-458-1152
